

## 南会津町告示第2号

南会津町町章の使用に関する要綱を次のように定める。

令和8年1月9日

南会津町長 渡 部 正 義

### 南会津町町章の使用に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、南会津町の町章（以下「町章」という。）の適正な管理を図るため、町章の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### (使用の原則)

第2条 町章の使用は、公共性及び公益性があり、かつ、その性質及び内容が町章の尊厳を損なうことのないものについて認めるものとする。

2 町章は、営利を目的として使用してはならない。

#### (使用許可の基準)

第3条 町章の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 町が施行する事業に使用するとき。
- (2) 町が共催する事業に使用するとき。
- (3) 町が後援又は協賛する事業でその使用が妥当であるとき。
- (4) その他町長が使用することを認めたとき。

#### (使用許可の申請)

第4条 町章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により町長に申請しなければならない。

2 町が町章を使用する場合にあっては、前項の申請を要しない。

#### (使用の許可・条件)

第5条 町長は、前条第1項の申請内容を審査して使用の可否を決定し、様式第2号により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により町章の使用を許可するときは、必要により条件を付すことができる。

3 町章の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、町章を使用するに当たり、町章に定められた形態を変更し、又は文字を加える等の修正を加えて使用してはならない。ただし、町長がその使用を許可した場合は、

この限りではない。

(使用許可の消滅)

第6条 前条の規定により受けた許可は、次の各号のいずれかに該当する日をもって消滅するものとする。

- (1) 使用期限が切れたとき。
- (2) 使用目的が消滅したとき。

(使用許可の取消し)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、町章の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 町の信用及び品位を害するとき。
- (2) 営利活動又は特定の政治活動を助長するおそれがあるとき。
- (3) 主として自己の信用を高めるために使用するものであるとき。
- (4) 自己のシンボルマーク、商標等として使用するものであるとき。
- (5) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (6) その他町長が使用を不適当としたとき。

(損害賠償等)

第8条 町章の使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、町は、いかなる場合においてもその責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町章の使用に必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。